（農林水産大臣に対する申出の手続）

第七十六条　法第六十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもつてしなければならない。

一　（略）

二　申出に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法若しくは試験等の方法の区分

三　（略）

四　申出に係る取扱業者又は試験業者の氏名又は名称及び住所

五　（略）

（権限の委任）

第七十七条　法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一　法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第六十二条の規定による公表（いずれも取扱業者であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（令第十九条第一項本文の規定により都道府県知事及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）　当該地方農政局の長

二　法第六十五条第一項の規定による登録認証機関に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該登録認証機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。次号から第十号まで及び第十四号から第十六号までにおいて同じ。）

三　法第六十五条第一項の規定による登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

四　法第六十五条第一項の規定による登録認証機関又はその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問　当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

五　法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者又は指定農林物資の取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者又は指定農林物資の取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

六　法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者又は指定農林物資の取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

七　法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問　当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

（農林水産大臣に対する申出の手続）

第七十六条　法第二十一条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもつてしなければならない。

一　（略）

二　申出に係る農林物資の種類

三　（略）

四　申出に係る農林物資の製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者又は小分け業者の氏名又は名称及び住所

五　（略）

（権限の委任）

第七十七条　法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一　法第十九条の十四第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この条において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（令第十二条第一項本文の規定により都道府県知事及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。）　当該地方農政局の長

二　法第二十条第一項の規定による登録認定機関に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該登録認定機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。次号から第七号までにおいて同じ。）

三　法第二十条第一項の規定による登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

四　法第二十条第一項の規定による登録認定機関又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問　当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

五　法第二十条第二項の規定による認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者又は指定農林物資の生産業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者又は指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

六　法第二十条第二項の規定による認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者又は指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求　当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

七　法第二十条第二項の規定による認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問　当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長